

○奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和48年12月24日条例第35号

令和元年7月1日条例第3号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年奈良市条例第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第1章の2 廃棄物の減量（第6条の2—第6条の4）

第2章 一般廃棄物（第7条—第23条）

第2章の2 生活環境影響調査結果の縦覧等（第23条の2—第23条の4）

第3章 産業廃棄物（第24条—第26条の3）

第4章 生活環境及び都市美観の保全（第27条—第35条）

第5章 清掃業務審議会（第36条—第38条）

第6章 雑則（第39条・第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、市内の廃棄物の排出の抑制及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理並びに生活環境の清潔保持に関し必要な事項を定め、もつて市民の健康で快適な生活を確保するとともに、国際文化観光都市としての美観を維持増進することを目的とする。

（用語）

**第2条** この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）において使用する用語の例による。

（市の責務）

**第3条** 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理並びに都市美観の維持増進を図るとともに、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保つように努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

**第6条** 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚損してはならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、境界に板塀、有刺鉄線等で囲いを設ける等、みだりに廃棄物を捨てられないよう、その土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

## 第1章の2 廃棄物の減量

(市の廃棄物の減量)

**第6条の2** 市は、再生資源（市長が行う一般廃棄物の収集において、再生利用を目的として分別して収集する物をいう。）の収集、市が設置する処理施設での資源の回収等により、廃棄物の再生利用を促進し、その減量に努めなければならない。

(事業者の廃棄物の減量)

**第6条の3** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期使用の可能な製品の開発等をする

こと、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用の容易な製品、容器等の普及に努め、使用後の製品、容器等の回収措置を講ずること等により、その製品、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、再生利用の可能な物の分別の徹底を図ること等により、その減量に努めなければならない。

(市民の廃棄物の減量)

**第6条の4** 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

2 市民は、再生品又は再生利用の可能な物を積極的に使用し、再生利用の可能な物の分別を行うとともに、その集団回収等の市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

## 第2章 一般廃棄物

(一般廃棄物処理計画)

**第7条** 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、当該計画のうち毎年度の事業実施計画を当該年度の初めに告示するものとする。

2 前項に規定する事業実施計画に大きな変更を生じた場合は、その都度告示するものとする。

(計画遵守義務)

**第8条** 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を集め、可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器（袋を含む。第10条において同じ。）に収納して所定の場所に持ち出す等、前条第1項の規定により定められた事業実施計画に従わなければならない。

(処理の申出)

**第9条** 土地又は建物の占有者は、市が第7条第1項に規定する事業実施計画に基づき実施する一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を必要とし、又は必要としなくなつた場合は、市長に申し出てその指示に従わなければならない。

(共同容器の設置)

**第9条の2** 一般廃棄物を収納する容器を共同で設置しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(容器の清潔保持)

**第10条** 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を収納する容器について、廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、その容器を常に清潔にしておかなければならない。

(排出禁止物)

**第11条** 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害な物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物
- (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する指定再資源化製品（市長が指定する物に限る。）

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

**第12条** 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自己の責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(事業活動に伴って生じた一般廃棄物の自己処理)

**第13条** 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準による等、生活環境の保全に支障のない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入するに際しては、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めなければならない。

(事業者に対する指示)

**第14条** 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物の指定等)

**第14条の2** 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 第1項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任で当該適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

**第15条** 一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表第1に定める額の手数料を徴収する。

(手数料の減免)

**第16条** 天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前条の手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請)

**第17条** 法第7条第1項若しくは第6項の許可若しくはその更新又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。法第7条の2第1項の許可を受けようとするときも、また、同様とする。

(許可証の交付)

**第18条** 市長は、前条の許可又はその更新をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の許可証の有効期間は2年とする。

(営業の休止の届出)

**第19条** 前条の規定により許可証の交付を受けた者（以下「処理業者」という。）は、当該許可を受けた一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の全部又は一部を休止しようとするときは、休止しようとする日の15日前までに市長に届け出なければならない。

(施設、運搬車及び容器の検査)

**第20条** 処理業者は、積換場、処理場、運搬車及び容器については、市長が行なう検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査に合格した者については、期限を付して検査証を交付する。

(従業員の鑑札)

**第21条** 処理業者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分に従事させる者又は浄化槽の清掃に従事させる者の住所、氏名及び生年月日を市長に届け出て、鑑札の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により鑑札の交付を受けた者は、従業員を作業に従事させるときは鑑札を携帯させ、提示を求められたときはこれに応じさせなければならない。

3 市長は、期限を付して鑑札を交付する。

(許可証、検査証及び鑑札の返納)

**第22条** 処理業者は、次の各号の一に該当したときは、その日から7日以内に当該許可証、検査証又は鑑札を返納しなければならない。

(1) 許可証、検査証又は鑑札の有効期間が満了したとき。

(2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業を廃止したとき若しくはその許可を取消しされたとき。

(一般廃棄物処理施設の設置等の許可申請)

**第22条の2** 法第8条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。法第9条第1項の許可を受けようとするときも、また、同様とする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可申請)

**第22条の3** 法第9条の5第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の合併等の認可申請)

**第22条の4** 法第9条の6第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

**第22条の5** 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に規定する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校 of 理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者  
(許可等の手数料)

**第23条** 次の各号に掲げる者は、申請、検査又は交付の際、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の申請をし、又は同条第2項の規定によりその更新の申請をする者  
1件につき 10,000円
- (2) 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可の申請をし、又は同条第7項の規定によりその更新の申請をする者  
1件につき 10,000円
- (3) 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更許可の申請をする者  
1件につき 10,000円
- (4) 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請をする者
  - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の場合

1 件につき 130,000円

イ その他の一般廃棄物処理施設の場合

1 件につき 110,000円

(5) 法第8条の2の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設の定期検査の申請をする者

1 件につき 33,000円

(6) 法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更許可の申請をする者

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設の場合

1 件につき 120,000円

イ その他の一般廃棄物処理施設の場合

1 件につき 100,000円

(7) 法第9条の2の4第1項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請をする者

1 件につき 33,000円

(8) 法第9条の2の4第2項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請をする者

1 件につき 20,000円

(9) 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請をする者

1 件につき 94,000円

(10) 法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請をする者

1 件につき 94,000円

(11) 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可の申請をする者

1 件につき 10,000円

(12) 第18条第1項の規定により受けた許可証の再交付を受ける者

1 件につき 6,000円

(13) 第20条第1項の規定により施設及び運搬車の検査を受ける者

1 件につき 2,000円

(14) 第20条第2項の規定により受けた施設及び運搬車の検査証の再交付を受ける者

1 件につき 1,000円

- (15) 第20条第1項の規定により容器の検査を受ける者  
1件につき 1,000円
- (16) 第20条第2項の規定により受けた容器の検査証の再交付を受ける者  
1件につき 600円
- (17) 第21条第1項の規定により鑑札の交付を受ける者  
従業員1人につき 1,000円
- (18) 第21条第1項の規定により受けた鑑札の再交付を受ける者  
従業員1人につき 600円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第2章の2 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧及び意見書の提出)

**第23条の2** 市長は、法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出をしようとするときは、当該一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）を公衆の縦覧に供し、これらの届出に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会を付与するものとする。

2 前項の規定による報告書等の公衆の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）  
第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設
- (3) 令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧の手続)

**第23条の3** 市長は、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 対象施設の名称

- (2) 対象施設の設置の場所
- (3) 対象施設の種類
- (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 対象施設の処理能力（対象施設が一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧場所」という。）
- (8) 報告書等を縦覧に供する期間（以下「縦覧期間」という。）

2 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 縦覧期間は、第1項の告示の日から1月間とする。

（意見書の提出手続）

**第23条の4** 市長は、前条第1項の告示をしたときは、意見書の提出先及び提出期限を告示するものとする。

2 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 環境部
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 意見書の提出期限は、前条第3項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

### 第3章 産業廃棄物

（市が処分する産業廃棄物）

**第24条** 法第11条第2項の規定により、一般廃棄物と併せて処分することができる産業廃棄物は、市長が必要の都度指定するものとする。

（産業廃棄物の処分費用の徴収）

**第25条** 市が行う産業廃棄物の処分については、法第13条第2項の規定により、別表第2に定める額の費用を徴収する。

2 前項の費用の徴収の基礎となる産業廃棄物の量は、その都度市長が認定する。

（費用の減免）

**第26条** 天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前条の費用を減免することができる。

(許可等の手数料)

**第26条の2** 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請をする者 1件につき 147,000円
- (2) 法第12条の7第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請をする者 1件につき 134,000円
- (3) 法第14条第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可の申請をする者 1件につき 81,000円
- (4) 法第14条第2項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請をする者 1件につき 73,000円
- (5) 法第14条第6項の規定により産業廃棄物処分業の許可の申請をする者 1件につき 100,000円
- (6) 法第14条第7項の規定により産業廃棄物処分業の許可の更新の申請をする者 1件につき 94,000円
- (7) 法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請をする者 1件につき 71,000円
- (8) 法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請をする者 1件につき 92,000円
- (9) 法第14条の4第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請をする者 1件につき 81,000円
- (10) 法第14条の4第2項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請をする者 1件につき 74,000円
- (11) 法第14条の4第6項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請をする者 1件につき 100,000円
- (12) 法第14条の4第7項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請をする者 1件につき 95,000円
- (13) 法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請をする者 1件につき 72,000円
- (14) 法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の

申請をする者 1件につき 95,000円

(15) 法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請をする者

ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の場合 1件につき 140,000円

イ その他の産業廃棄物処理施設の場合 1件につき 120,000円

(16) 法第15条の2の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の定期検査の申請をする者 1件につき 33,000円

(17) 法第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請をする者

ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の場合 1件につき 130,000円

イ その他の産業廃棄物処理施設の場合 1件につき 110,000円

(18) 法第15条の3の3第1項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の申請をする者 1件につき 33,000円

(19) 法第15条の3の3第2項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新の申請をする者 1件につき 20,000円

(20) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請をする者 1件につき 94,000円

(21) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請をする者 1件につき 94,000円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設の設置の許可等に係る意見聴取)

**第26条の3** 法第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取は、奈良市環境審議会の意見を聴くことにより行うものとする。

#### 第4章 生活環境及び都市美観の保全

(清美運動の実施)

**第27条** 市長は、第6条に規定する清潔保持のため、清美運動の実施計画を策定し、その促進を図るものとする。

(あき地の管理義務)

**第28条** あき地の所有者又は管理者（以下「管理者」という。）は、そのあき地に投棄された廃棄物を除去し、及びそのあき地への廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等、あき地の美観又

は近隣住民の生活環境を害しないよう、あき地を適正に管理しなければならない。

2 あき地の管理者は、あき地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させている場合は、その置かれた物によりあき地の美観をそこね、又はそのあき地の近隣住民の生命、身体に危害を及ぼし、若しくは生活環境を悪化させないよう、その物又はあき地を適正に管理しなければならない。

3 あき地の管理者は、管理標識を当該あき地の見やすい場所に設置しなければならない。

(印刷物等配付者の清掃義務)

**第29条** 道路、公園、広場その他の公共の場所において、印刷物その他の物（以下「印刷物等」という。）を公衆に配付し、又は配付させた者は、その場所に印刷物等が散乱した場合は、すみやかにその場所を清掃し、その印刷物等を適正に処理しなければならない。

(工事施工者の義務)

**第30条** 土木工事、建築工事その他の工事を行なう者は、その工事に際し土砂、がれき、廃材、資材等が道路、河川その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、若しくは堆積して都市美観をそこね、又は良好な生活環境をそこねないよう、これらの物を適正に管理し、又は処理しなければならない。

(公共の場所の管理者の義務)

**第31条** 道路、公園、広場その他の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、かつ、公衆用ごみ容器又は柵を設ける等必要な措置を講じ、みだりに廃棄物が捨てられないようにしなければならない。

(廃棄物の不法投棄の禁止)

**第32条** 何人も、道路、河川、水路、山地、あき地等に廃棄物を投棄し、生活環境を悪化させるような行為をしてはならない。

2 市民は、廃棄物の不法投棄の防止を図るため市が行なうその監視に協力するように努めるとともに、廃棄物の不法投棄の事実を確認した場合は、すみやかに市長に通報するように努めなければならない。

(清美指導員の設置)

**第33条** 清掃思想の普及、不法投棄の防止等を図り、生活環境をよくするため、奈良市清美指導員を置く。

2 清美指導員は、地域住民と協力して、清潔で住みよい環境づくりに努めるものとする。

3 清美指導員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(勧告及び命令)

**第34条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、その者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

- (1) 第14条の2第3項に規定する事業者が同項の規定に違反して、自らの責任で当該廃棄物を回収しないとき。
- (2) あき地の管理者が第28条第1項の規定に違反して、当該あき地の美観又は近隣住民の生活環境を著しく害していると認められるとき。
- (3) あき地の管理者が第28条第2項の規定に違反して、当該あき地の美観を著しく害していると認められるとき、又は近隣住民の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるとき、若しくは生活環境を著しく害していると認められるとき。
- (4) 第29条、第30条、第31条又は第32条第1項の規定に違反して、都市美観又は市民の生活環境を著しく害していると認められるとき。

(立入検査)

**第35条** 市長は、あき地の適正な管理又は廃棄物の不法投棄の防止に関し、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、当該あき地又は不法投棄の現場に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、立入検査員証を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第5章 清掃業務審議会

(設置)

**第36条** 市の廃棄物の排出の抑制及びその処理の適正化を図るため、市長の附属機関として、奈良市清掃業務審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第37条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (2) 第17条の許可及びその更新に関すること。
- (3) 第22条の2の許可に関すること。
- (4) 前2号の許可及びその更新を受けた者に対する指導及び処分に関すること。

(5) 廃棄物の減量、再生及び再利用の推進に関すること。

(6) 廃棄物の処理に伴う公害対策に関すること。

(組織)

**第38条** 審議会は、学識経験のある者その他の者の中から市長が委嘱し、又は任命する委員15人以上で組織する。

## 第6章 雑則

(特定家庭用機器廃棄物運搬手数料)

**第39条** 特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。）の運搬については、別表第3に定める額の手数料を徴収する。

2 天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前項の手数料を減免することができる。

(委任)

**第40条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第2号に基づく別表第2の規定は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例による改正前の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいて市長のした許可その他の行為で、この条例に各相当する規定のあるものは、それぞれこの条例に基づいて市長のしたものとみなす。

3 この条例施行の日から昭和49年3月31日までの間における一般廃棄物処分手数料の徴収については、なお従前の例による。

## 附 則（昭和50年10月3日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、昭和50年11月1日以後に収集される一般廃棄物に係る分から適用し、同日前に収集される一般廃棄物については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和51年 3 月31日条例第 6 号）

この条例は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和59年 3 月31日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の次に 1 章を加える改正規定は、奈良市清掃業務検討審議会条例（昭和57年奈良市条例第41号）の失効の日の翌日（昭和59年 4 月 27日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 から別表第 3 までの規定は、昭和59年 4 月 1 日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処理費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。
- 3 昭和59年度に限り、一般廃棄物処理業の許可に係る許可証の交付及びその有効期間に関する改正後の条例第18条第 2 項の規定の適用については、同項中「毎年 4 月 1 日」とあるのは「昭和59年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで」と、「1 年」とあるのは「1 年以内」とする。

**附 則**（昭和60年 3 月26日条例第18号）

この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和60年 9 月11日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によつてなされたし尿浄化槽清掃業の許可その他の行為は、この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によつてなされた浄化槽清掃業の許可その他の行為とみなす。

**附 則**（平成元年 3 月28日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、平成元

年4月1日以後に収集されるごみ、燃えがら等に係る分から適用し、同日前に収集されるごみ、燃えがら等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成2年3月27日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1から別表第3までの規定は、平成2年4月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成4年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

**附 則**（平成5年3月29日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第17条、第18条、第21条第3項及び第23条第1号の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成5年4月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の公布の際、現に浄化槽清掃業の許可を受けている者の当該許可に係る許可証の有効期間に関する改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは、「許可の日から平成5年7月3日まで」とする。

**附 則**（平成9年9月22日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第1章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、平成10年4月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日

前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年 3 月30日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けている者の当該許可に係る許可証の有効期間に関するこの条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第 2 項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「許可の日から平成11年 7 月 3 日まで」とする。

**附 則**（平成10年 6 月24日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成10年12月16日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行うし尿の収集及び運搬に係る手数料について適用し、同日前に行ったし尿の収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年 3 月30日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の施行のための規則の規定によりされた（中略）一般廃棄物を収納する容器の共同設置の承認の申請（中略）その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた（中略）一般廃棄物を収納する容器の共同設置の承認の申請（中略）その他の行為とみなす。

**附 則**（平成13年 3 月29日条例第12号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成13年12月20日条例第51号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成14年12月25日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条第1項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の申請、検査若しくは交付又は動物の死体の収集及び運搬に係る手数料について適用し、同日前の申請、検査若しくは交付又は動物の死体の収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年12月10日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年3月25日条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月30日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年7月7日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成23年7月28日規則第55号で、同23年10月1日から施行）

**附 則**（平成23年7月7日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条及び第26条の2の規定は、この条例の施行の日以後の申請、検査又は交付に係る手数料について適用し、同日前の申請、検査又は交付に係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年12月26日条例第56号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日条例第30号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第56号）

改正

令和元年7月1日条例第3号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第11号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分		単位	金額
ごみ、燃え殻等の処分	一般家庭が臨時に自ら搬入するもの	100キログラムを超える10キログラム（10キログラム未満は、10キログラムとみなす。）につき	100円
	上記以外のもの	10キログラム（10キログラム未満は、10キログラムとみなす。）につき	160円
動物の死体の収集及び運搬		1個につき	1,000円
し尿の収集及び運搬	定額 （一般家庭及び市長が定めるもの）	○くみ取りが月1回の場合 基本料、人头割及び加算料の合算額 基本料（便槽1個につき）	340円
		人头割（世帯人員（1歳未満の者を除く。以下同じ。）1人当たりの	220円

	<p>平均くみ取量が50リットル以下の場合、当該1人につき)</p> <p>加算料 (世帯人員1人当たりの平均くみ取量が50リットルを超える場合、10リットル (10リットル未満は、10リットルとみなす。) ごとに)</p> <p>○くみ取りが月2回以上の場合</p> <p>1回目</p> <p>2回目以降</p>	<p>70円</p> <p>くみ取りが月1回の場合と同じ額</p> <p>1回目の金額に100分の70を乗じて得た額</p>
<p>従量</p> <p>(定額によりがたいもので市長が定めるもの)</p>	<p>基本料及び従量割の合算額</p> <p>基本料 (便槽1個につき1回当たり)</p> <p>従量割 (1回のくみ取量10リットル (10リットル未満は、10リットルとみなす。) ごとに)</p>	<p>640円</p> <p>70円</p>
<p>特別加算</p> <p>(くみ取車から便槽までの距離が60メートルを超えるもの)</p>	<p>特別加算料 (くみ取車から便槽までの距離が60メートルを超える20メートル (20メートル未満は、20メートルとみなす。) ごとに)</p>	<p>定額又は従量により算出した額に100分の30を乗じて得た額</p>
<p>備考</p> <p>ごみ、燃え殻等とは、市が収集及び運搬するものを除いたものをいう。</p>		

別表第2 (第25条関係)

産業廃棄物処分費用

単位	金額
10キログラム (10キログラム未満は10キログラムとみなす。) につき	260円

別表第3（第39条関係）

特定家庭用機器廃棄物運搬手数料

区分		単位	金額
ユニット形エアコンディショナー		1個につき	3,000円
テレビジョン受信機	大きさ25型未満	1個につき	3,000円
	大きさ25型以上	1個につき	5,000円
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	内容積250リットル未満	1個につき	3,000円
	内容積250リットル以上	1個につき	5,000円
電気洗濯機及び衣類乾燥機		1個につき	3,000円